

## 物件設置許可申請に必要な書類について

### 【添付書類】

- 1、 平面・縦断・横断図
- 2、 土工標準図・土留設置工標準図
- 3、 4、 人孔標準図
- 5、 副管工標準図
- 6、 取付管標準図
- 7、 汚水枿標準図
- 8、 蒲郡市公共ます蓋標準図
- 9、 その他（必要と思われる図面）

1～8については、別添の参考資料を参照のこと。  
(別添資料を参考に当市の様式で図面の作成をお願いします。)

### 【添付図面作成に関わる注意事項】

- 基準高さについては、下水道課ホームページに掲載のKBMをご使用ください。
- 既設の人孔および管底高は申請者によりご確認ください。
- 標準図において、申請に不要なものは削除してください。
- 提出図面に変更が生じた場合は施工前に変更図面を提出してください。
- その他不明な点については、下水道課にお問合せください。

### 【添付図面の表記および使用材料について】

- 管底高は mm 単位で表記する。
- 土被り、掘削深、地盤高は cm 単位で表記する。
- 管路延長は人孔中心で行う。
- 起点人孔は 0 号マンホールとする。
- 合流人孔は 1 号マンホールとする。
- マンホール鉄蓋は、道路幅員 6 m 以上で T-25、6 m 未満で T-14 とする。
- 0 号および 1 号マンホールのステップは 20 mm とし、小型コンクリートマンホールは 10 mm、硬質塩化ビニル小型マンホールは 0 mm とする。
- 管の防護については砂基礎とする。

### 【現場施工について】

- 1 スパンにつき、1 回下水道課の随時検査（管底確認）を必ず受けること。

### 【完了図面について】

- 完了図（平面・縦断・横断図）は出来形数値に変更し、SFC 形式データを提出する。